

島田商工会議所
み・らいふ はばたき共済 見舞金支払要綱

1. 申請対象

当共済加入日以降の事由となります。

2. 申請方法

- (1) **事故通院見舞金**の支払いを受けようとする方は、同じ事由で3日以上通院し、それを証明することができるもの(※1)を添付し、表面「様式1」にて申請してください。

なお、申請は1人年2回(※注)までとします。

入院給付金が発生した不慮の事故の退院後の通院については、通院見舞金の対象となりませんので、ご了承ください。

(※1) 病院発行の領収書、証明書、通院見込み証明書、労災用または社会保険申請用紙の写しなど、日付(通院日数)が確認できるもの。

- (2) **病氣入院見舞金**の支払いを受けようとする方は、ガン・6大生活習慣病(糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・肝硬変・慢性腎不全)以外の同じ事由で3日以上継続入院し、それを証明することができるもの(※2)を添付し、表面「様式1」にて申請してください。

なお、申請は1人年1回(※注)までとします。

(※2) 病院発行の領収書や証明書、労災対象の傷病の場合は労災用申請用紙の写し等、日付が確認できるもの。

- (3) **介護認定見舞金**の支払いを受けようとする方は、加入者の親(※3)または配偶者が公的介護保険制度の要介護「3」以上に新規に該当したとき、それを証明することができるもの(※4)を添付し、表面「様式1」にて申請してください。

(※3) 『親』とは加入者の義父母、養父母も含みます。

(※4) ①介護被保険者証+②親子または配偶者であることが確認できるものの写し。

(②の例：住民票、健康保険証、戸籍謄本または抄本)

(※注) 『年』とは、4月1日から翌年3月末を1年とし、事由発生日で判断するものとします。

3. 支払方法

掛金引き落とし口座へ振込みます。ただし、申請者が他口座への振込みを希望する場合は、申請書の「振込先」欄に指定口座を記入の上、「振込先」欄の下段に署名・捺印してください。

4. 効 力

見舞金の請求有効期限は、事由発生日から3年までです。

5. 金 額

申請のあった方に対し、一口につき一律5,000円を支払います。

ただし口数の換算は事由発生日時点での加入口数で行います。

6. その他

申請の内容に不備・虚偽等があった場合は支払いを停止します。また支払後にその事実が明らかになった時は給付金の返却をしていただく場合があります。

《お知らせ》

島田商工会議所生命共済制度「み・らいふ はばたき共済」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする「入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)」並びに島田商工会議所が独自に実施する「お祝い金・見舞金制度」で構成されています。
つきましては、「み・らいふ はばたき共済」給付金請求受付の一環として、定期保険(団体型)引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の社員が島田商工会議所に対する「お祝い金・見舞金制度」請求の取り次ぎをさせていただきます。

《入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)引受保険会社》
アクサ生命保険株式会社

お問合せ先： 静岡支社藤枝営業所 (TEL/054-644-7835)